

## 随意契約理由書

件名	神鉄道場駅前自転車駐車場エレベーター修繕作業	
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
随意契約の理由		
<p>本業務は、神鉄道場駅前自転車駐車場に設置しているエレベーターの修繕を行うものである。</p> <p>①設置から17年以上経過し老朽化しており、エレベーターの定期点検においてもドアモーターやユニワイヤを交換する必要があるとの指摘をうけていることから、今回修繕を行うことで、設備の性能を維持し、安全性を確保するものである。</p> <p>②エレベータ内にある綱車ベアリング部の不具合により、異音が発生していることが判明したため、エレベータを停止させ、設備を新しい部品に取り替え、安全性を確保するものである。</p> <p>また、上記①、②の業務にあたっては、製作者であるシンドラーエレベータ株式会社の後継である日本オーチス・エレベータ株式会社しか知り得ない製作図書等の技術資料が不可欠であり、それらを持たない他者では当該業務の履行は不可能である。また、交換部品についても、調達できるのは製作者の後継である上記業者のみである。よって、上記業者との随意契約を行うものである。</p>		
担当部署 (問合せ先)	建設局北建設事務所	(電話番号 078-981-5191)